

【表1】 外来環と外安全・外感染の施設基準の比較

外来環 1（廃止）		外安全 1（再編・新設）	外感染 1・2（再編・新設）
診療所である		→	→①②
初診料注 1 の届出を行っている			→①②
以下のいずれの研修も終了した常勤の歯科医師が1人以上配置されている		→	→②
偶発症に対する緊急時の対応 医療事故対策等の医療安全対策 (新要件)	偶発症に対する緊急時の対応	→	
	医療事故対策等の医療安全対策	→	
	(新要件)		感染経路別予防策、新型インフルエンザ等感染症等に対する対策・発生動向などに関する研修を1年に1回以上受講。年に1回東海北陸厚生局に受講状況を報告する②
以下のいずれかの人員が配置されている		→	→①②
歯科医師が複数名いる 歯科医師、歯科衛生士がそれぞれ1人以上いる (外感染に一部新要件)	歯科医師が複数名いる	→	→①②
	歯科医師、歯科衛生士がそれぞれ1人以上いる	→	→①②
	(外感染に一部新要件)		もしくは院内感染防止対策に係る研修を受けた者が1人以上いる①
(新要件)		医療安全管理者を配置している	院内感染管理者を配置している①②
以下の装置・器具等を有している		→	→①②
自動体外式除細動器（AED） 経皮的酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター） 酸素（人工呼吸/酸素吸入用のもの） 血圧計 救急蘇生セット 歯科用吸引装置	自動体外式除細動器（AED）	→	
	経皮的酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	→	
	酸素（人工呼吸/酸素吸入用のもの）	→	
	血圧計	→	
	救急蘇生セット	→	
	歯科用吸引装置		→①②
偶発症などの緊急時に対応できるよう、別の医科医療機関との連携が確保されている		→	
(新要件)	以下のいずれかを満たしている		
	(財) 日本医療機能評価機構の歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業に登録		
	医療事故・インシデントなどを分析し、改善を実施する体制を整備している		
歯科用吸引装置などで、各ユニットごとに飛散物質を吸収できる環境が確保されている			→①②
緊急時の連携方法や対応方法、医療安全管理対策の実施を院内掲示している（一部新要件）		→ 原則としてウェブサイトに掲載している	(注) 外感染には院内掲示の要件がないが、歯初診で院内掲示、ウェブサイトへの掲載が必要①②
(新要件)			新型インフルエンザ等感染症等の発生時に、感染患者・疑似症患者を受け入れることを念頭に、汚染区域と清潔区域のゾーニングができる体制がある②
(新要件)			新型インフルエンザ等感染症等発生時の事業継続計画を策定している②
(新要件)			新型インフルエンザ等感染症等発生時に外来診療を円滑に実施できるよう、別の医科医療機関との連携が整備されている②
(新要件)			新型インフルエンザ等感染症等の発生時に当該地域において、別の歯科医療機関から感染患者・疑似症患者を受け入れる連携体制が確保されている②